

# 大網白里市防火・準防火地域決定基準

大網白里市 都市整備課

令和2年4月

## 1. 選定基準

### (1) 防火地域

- ア 容積率500%以上の全部の地区
- イ 容積率400%以上の地区のうち、市街地開発事業等の実施された、又は実施の見通しが確実な地区
- ウ その他次に掲げる地区のうち、建築物の不燃化を図るべき地区
  - (ア) 容積率300%以上の駅周辺地区等
  - (イ) 商業地域で容積率が200%以上の地区等
  - (ウ) 緊急輸送道路や避難路等となる幹線道路の沿道
  - (エ) 避難場所・防災拠点等の周辺地区
  - (オ) 災害危険度判定等によって大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地
  - (カ) 立地適正化計画での都市機能誘導区域
  - (キ) その他必要と認められる地区

### (2) 準防火地域

- ア 防火地域以外の容積率300%以上の全部の地区
- イ 商業地域で容積率200%の地区のうち、防火地域以外の地区
- ウ 近隣商業地域のうち、市街地開発事業等の実施又は実施の見通しが確実な地区
- エ その他次に掲げる地区のうち、建築物の不燃化を図るべき地区
  - (ア) 防火地域の周辺で、これと一体に土地利用を図るべき地区
  - (イ) 近隣商業地域のうち駅周辺地区等
  - (ウ) 緊急輸送道路や避難路等となる(1)ウ(ウ)以外の道路の沿道
  - (エ) 都市施設等の整備が不十分な木造家屋密集市街地
  - (オ) 防火地域とすべき地区のうち、防火地域では許容されない建築物の混在が見られる地区で準防火地域により建築物の不燃化を図るべき地区
  - (カ) その他必要と認められる地区

## 2. 配置及び規模

規模は概ね5ha以上を原則とし、形状は整形とします。

ただし、防火地域が2ha以上の規模をもって準防火地域と一体となり概ね5ha以上となる場合、又は用途地域との整合を図る場合はこの限りではありません。

また、災害危険度判定等により大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地についてはこの限りではありません。

## 3. 地域の境界

防火地域及び準防火地域の境界は、原則として用途地域又は容積率の境界をもって定めます。ただし、災害危険度判定等により大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地についてはこの限りではありません。